

3.スウェーデン

《要約》

【税に関する国民意識】

- ・ スウェーデンの GDP に占める租税負担率は 51.1%（2016 年）であり、世界で最も高い国の一つである。この税制を敬遠し、大手国際企業がその本社を海外に置く、高度な教育を受けた者が国外で就職するといったことが政府にとっての懸念事項である。
- ・ 一方、国税庁による国民や企業へのアンケート調査によると、自国の税制について好意的に考える人の割合は 2012 年時点で 40%であり、これは 1986 年以降の調査で最も高い割合となっている。

【租税・財政教育】

- ・ スウェーデンの租税・財政教育は、公民科において実施されている。
- ・ 高校段階では、税金の種類や納税額について学習する単元があり、地方自治体の役割や仕事に結び付ける形でその財源となる税の仕組みについて教えている。
- ・ 国税庁がウェブサイトにて租税教育用の教材を提供している。一般的な税制について解説した資料に加えて、美容師やレストランの専門学校で活用することを目的とした教材もある。

【税務広報】

- ・ 国税庁では、確定申告時に納税者宛に送付される確定申告手順書と国税庁のパンフレットを最大の広報の機会と捉え、税率や控除適応項目の最新情報、申告期日等様々な情報提供を行っている。
- ・ 確定申告に関しては、テレビ、新聞といった各種メディアが頻繁に報道するため、国税庁は大規模なマス向けの広報活動を行っていない。
- ・ 2015 年には電子確定申告を広めるため、美容師、レストランオーナー、タクシー運転手といった特定の職業に就く人を対象とした普及啓発活動が行われた。
- ・ 納税者との接点として重要なのは全国に 103 ヶ所ある税務署の窓口であり、2015 年には国民の約 40%にあたる 410 万人が利用している。接遇について、国税庁が実施した調査では、2013 年以降毎年 95%以上の回答者が「良い接遇である」と回答している。

【税務職員の育成】

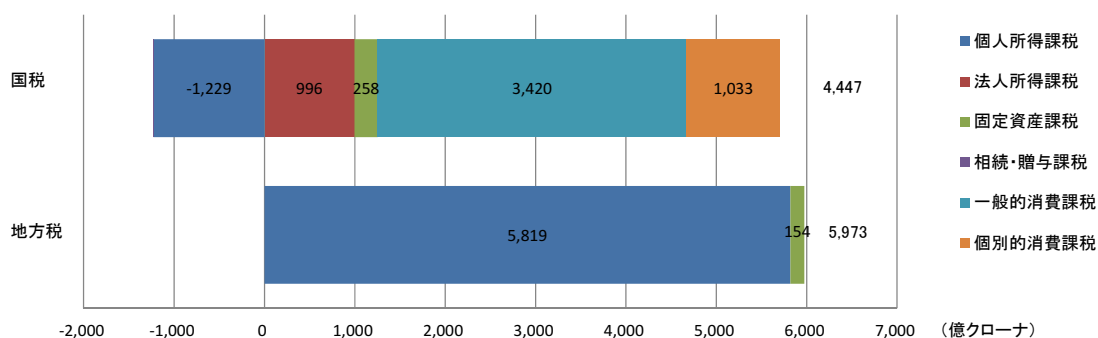
- ・ 職員個人ごとに資質向上に向けた教育プログラムが組まれている。
- ・ 2014 年の国税庁による調査結果をふまえ、2015 年から 2018 年にかけて、「性別によらず平等な接遇をするための研修プログラム」が行われることとなった。

3-1.概要

3-1-1.税制の概要

スウェーデンの税収は、国税が 4,447 億クローナ¹⁰²、地方税は 5,973 億クローナである。国税のうち、最も多くの割合を占めるのは一般的消費課税であり、約 76%を占める。なお、個人所得課税については低所得向けの税控除によるマイナス課税のため、国の個人所得課税税収はマイナスになる。一方で、地方税収のほとんどは個人所得課税となっている。

図表 88：スウェーデンの税収内訳（2013 年）



出所：OECD「Revenue Statistics 2015」を基に日本総研作成

スウェーデンの所得税（Inkomstskatte）は前納式の累進課税制度であり、毎年 12 月 31 日時点で、スウェーデンに合法的に住所を持つ人全てが対象となる。年間所得が 2015 年 12 月 31 日時点で 18,784 クローナ以下だった者は納税義務が免除される。現行スウェーデンの所得税率は 29%から 35%であるが、年俸が 602,600 クローナを超えると累進課税により 60%の所得税が課される。

個人所得税の納付方法について

- 毎年 4 月になるとスウェーデン全土の各税務署は住民に対し確定申告用紙を郵送する。（2016 年：前年度の労働所得が 18,784 クローナ以上（2015 年度の下限值）であった住民に、当該地域管轄の税務署から確定申告用の説明パンフレット、記入上の注意点を添えた申告用紙が送付される。）
- なお、数年前から確定申告をインターネット上で完結できる eSKD（Elektronisk Skatte Deklaration）が導入され、納税者が希望すれば税務署の Web 上で確定申告ができる。手続きには銀行や携帯電話の通信業者が発行するデジタル認証を使用する必要がある。このデジタル認証を使ってマイページにログインし表示内容に変更がな

¹⁰² なお、本章では税額等をスウェーデンの通貨単位（クローナ）にて表記する。2017 年 3 月の為替レートは、1 クローナ=13 円である（出所：日本銀行「裁定外国為替相場」）。

ければ確定申告をするというボタンをクリックし、デジタル認証機能で承認するだけで確定申告が完了する。

- これらの情報は、個人へ送付される確定申告用紙にすでに印刷されている。税務署から送られてきた内容に同意する場合には、単に確定申告書に日付と署名のみを記入して返送すればよく、これで確定申告は完了する。
- 未成年者の納税義務はその保護者にある。
- 3年以上同一住所で暮らす同棲者は既婚者と同様、税金控除額を最大限に活用するために、家庭内共同確定申告も認められている。
- 1947年1月に施行された住民登録法（*folkbokföringslagens*）の第18条によってスウェーデンでは全国民に10桁の国民番号（パーソナルナンバー、*Personnummer*）が付与された。銀行や税務署が発行する電子認証（*e-legitimation*）と国民番号を用いて個人を特定し納税管理の一元化を行っている。

3-1-2. 租税に関する国民意識

GDPに占める租税負担率（*Skattetryck*）は1900年には7.6%だった¹⁰³が、1990年には50.4%と高値を記録、OCEDの最新の調査結果¹⁰⁴では2016年では51.1%となり、スウェーデンは世界で最も高い国となっている。

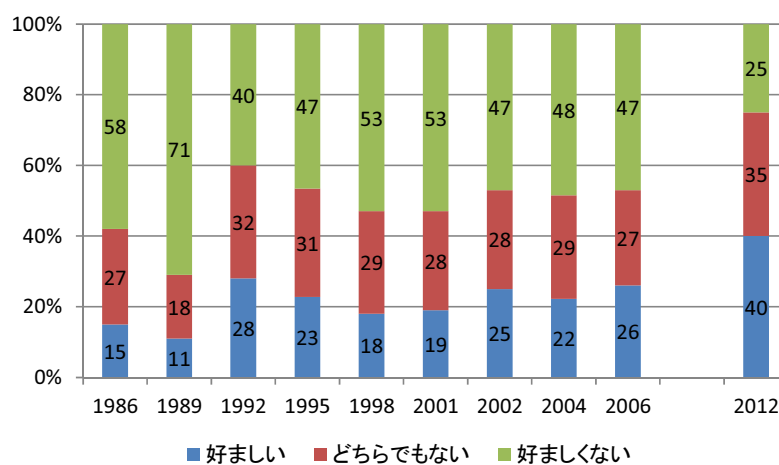
この税制を嫌って多くの大手国際企業がその本社を海外に置くほか、高度教育修了者が国外で就職するケースが増えており、この傾向にスウェーデン政府も懸念を抱いている。その典型的な一例が医師であり、スウェーデンで医師の資格を取得した卒業生の半分近くはノルウェー、イギリスそしてアメリカ等に労働移民してしまう。慢性的に医師不足のスウェーデンではインドやロシアの医師に3か月間のスウェーデン語集中講義を無料で行い、これに対処している。

国税庁は継続的に国民及び企業に対して国税庁への意見や国税庁の仕事のやり方をどう思うか、というアンケート調査を行い、その結果をレポートにまとめてホームページで公開している。次の表は1986年から2012年にかけて「税制に関するあなたの一般的な意見をお聞かせ下さい」という質問に対する回答である。

¹⁰³ Rodriguez, E (1981)

¹⁰⁴ スウェーデンの大手新聞社 SVD <https://www.svd.se/sverige-har-hogst-skattetryck>

図表 89：税制についてどのように考えているか



出所：「SKVReport2012:1」を基に日本総研作成

1986年には58%の回答者がスウェーデンの税制度は好ましくない (dislike) と回答しているが、最新の調査では好ましくないとの回答は25%と低くなり、好ましい (like) との回答は40%に増加している。

総称した *Ämnesplan* に基づき運営がなされている。2016年1月時点でスウェーデン全土には学校管理公社公認の高校が約900校（公立・私立計）存在する。

図表 91：学校管理公社認定のカリキュラム（進学用カリキュラム：2016年8月現在7種）

カリキュラム名	概要
Ekonomiprogrammet	大学の人文系で法学部、経済学部、経営学部等への進学を念頭に置いたカリキュラム
Estetiska programmet	大学の絵画、造形、音楽、写真、作曲、ダンス、演劇等人文系の芸術学部進学を念頭に置いたカリキュラム
Humanistiska programmet	大学の語学系学部、哲学、人文学部を念頭に置いた人文系の進学カリキュラム
International Baccalaureate (IB)	海外の大学等の高等教育機関に進学するための2か国語以上必須の国際高等学校卒業資格
Naturvetenskapsprogrammet	理工系の生物、化学、物理、工業、数学を念頭に置いた進学カリキュラム
Samhällsvetenskapsprogrammet	人文系で行動心理学、メディア、IT、社会知識コミュニケーション関連への進学用カリキュラム
Teknikprogrammet	理工系進学用カリキュラムで、製品デザイン、製品開発、IT、メディア、生産技術、都市計画、環境等エンジニア志望者向け

出所：学校管理公社資料を基に日本総研作成

スウェーデンにおける租税・財政教育は、租税制度の歴史、背景、仕組みを学習し、得た知識を実社会生活に生かしていくことを目的としている。税制度への知識は社会生活に不可欠なものであり、公民科にて租税に関する内容が教えられている。

図表 92：教育課程における租税・財政教育カリキュラム

教科	対象学年	内容
Samhällskunskap 公民	小学4年から6年	スウェーデン国内経済
Samhällskunskap 公民	高校1年から3年	スウェーデン国内経済／税制

出所：学校局 (Skolkontoret) カリキュラムを基に日本総研作成

3-2-2. 租税・財政教育の概要

(1) 教育部門による租税・財政教育

進学コース向けの高校の社会科の教科書では、スウェーデン国内経済について学習する章の中で租税に関する内容が記載されている。具体的な単元としては、税金と手数料や税の種

類、納税額等の内容があり、地方自治体の役割や仕事に結びつける形でその財源となる税金について仕組みを説明している。

高校の教員へのインタビューによると、授業は教育庁が定める必修テーマ（centrala innehållet）と、生徒に自由質問を投げかける形でそのテーマを掘り下げる utvecklas の2部構成で行われている。高校での進学クラス向け社会科授業の指導要領には税制や税金という項目が明記されていないことから、教科書に掲載された租税・財政教育に関する内容について授業でどのように取り上げるかは学校あるいは教員の裁量に委ねられている。

高校1年生を対象とした授業の一例としては、生徒を数人のグループに分け、市長または市の税務担当者になったつもりでどのように税金を学校教育や街の整備等に分配するかを考え、さらになぜそのような分配率になったかの理由を皆の前で発表するというロールプレイ形式で行っている。自分で税金の使途を考えるプロセスを通して税制の仕組みを学ぶことができる。

(2)税務部門による租税・財政教育

国税庁のホームページ（Lärarummet）で租税教育の教材が公開されておりダウンロードが可能となっている。その他に授業用教材（Undervisningmaterial）と題されたホームページが存在する。美容師やレストランの専門学校教員が学校で利用することを目的として作られた教材もあり、作成にあたっては美容師協会やレストラン関係者が監修を行っている¹⁰⁵。

図表 93：授業用教材（専門高等学校用も含む）

種類	対象	概要
2016年度青少年向け税制と夏季アルバイト	夏にアルバイトをする若者	税制度を説明するとともに若者向け税金還付申込書が添付されている。若者が、税金還付を受けられるようになることを目的とする。
2016年度所得税確定申告の学校用資料(右記の3種類を提供)	教員	税制度について説明した内容。働いたら税金を払う必要があることを学生に理解してもらうことを目的とする。
	教員(プレゼンテーション用資料)	教師が上記資料に添ってプロジェクターに表示できるようにした資料。
	学生用 プレゼンテーション資料配布用	プレゼンテーション資料を印刷して配布することができるようまとめられている。

出所：国税庁ウェブサイトを基に日本総研作成

(3)民間団体による租税・財政教育

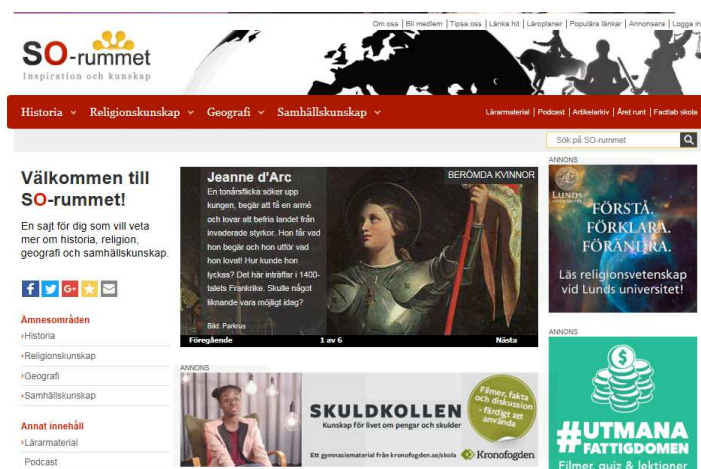
①SO-rummet（中・高等学校の社会科の教員及び生徒を対象にデジタル教材を集めて提供している民間組織が運営するサイト）

¹⁰⁵国税庁「収支報告書（2015年）」

このサイトはスウェーデン第二の都市、イエテボリ **Göteborg** の社会科の教員であった **Robert de Vries** が中心となり、2011 年よりスウェーデンの社会科の教員及び生徒の社会科の授業や自己学習への利用を目的として運営されている。

租税・財政教育のデジタル資料の例として、フランケ先生という女性の先生が税について 5 分間で説明する中学生向けのビデオ教材がある。また、スウェーデン大手銀行 **Swedbank** が発行している、税制について学べる小冊子も本ウェブサイトからダウンロードできるようになっている。

図表 94：民間組織運営サイト「SO-rummet.se」



出所：SO-rummet ウェブサイト

3-2-3. 租税・財政教育に関わる人材に対する教育研修の状況

国税庁では職員の資質能力向上のため、個人ごとに教育プログラムを組んで人材育成に取り組んでいる。教員に関しては担当教科や教育に関連した研修へ参加する機会が設けられているが、勤務している学校により状況は異なる。

3-2-4. 租税・財政教育で用いられる教材例

図表 95: 夏季アルバイト用パンフレット(左)と所得税確定申告に関する学校用資料(右)



出所：スウェーデン国税庁

3-2-5. 租税教育を進める上での工夫点

租税・財政教育の実施状況は、学校、教員の裁量に任せられている部分があるが、社会科の中で税の仕組みについて学習している。美容師やレストランの専門学校生向けの教材がある等、個人の職業に応じた租税・財政教育を行うことで、それぞれの必要性に応じた情報提供を行い、税に対する理解を深められるよう工夫している。

3-3. 税務広報

3-3-1. 税務広報の概要

(1) 租税に関する情報提供

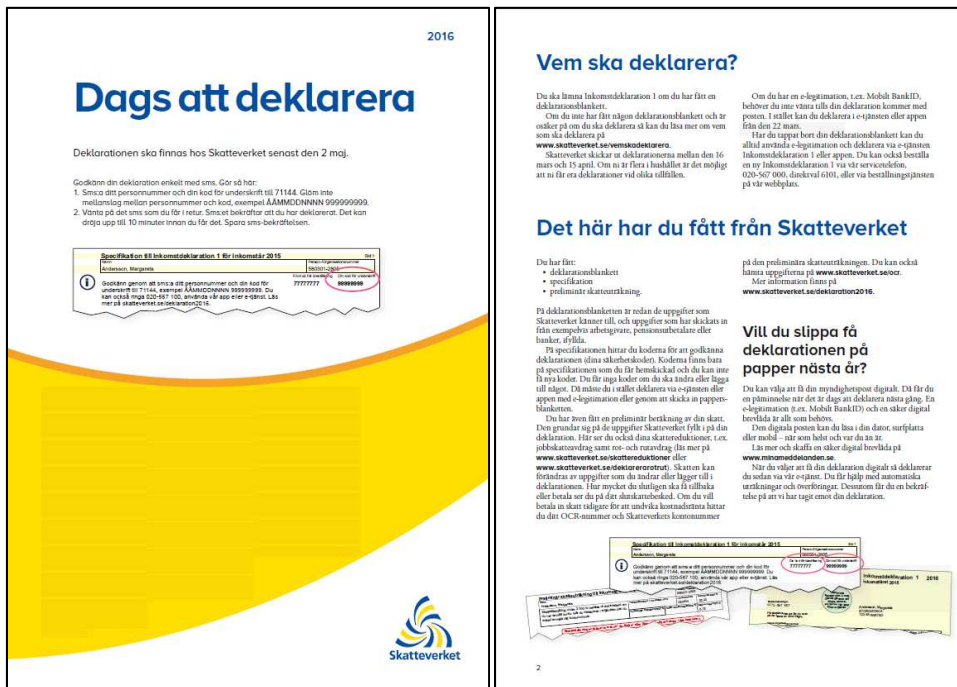
各納税者宛の確定申告書に同封される確定申告手順書、パンフレットが、税務署が各納税者に対して直接行う最大の広報活動と位置付けられている。毎年変わる税率、税務申告上の控除適用項目等の最新情報に加えて、申告期日、還付金の支払期日、地方税務局の判定に関する不服申請の行い方、金融利益税の投資元本割れを伴った場合の計算方式等、納税者にとって有益かつ詳細な情報が網羅されている。確定申告に関しては周知のことであるため広告費を使って告知をするような広報活動は行わず、ホームページや SNS のフェイスブックやツイッターで周知を行っている。これは、確定申告が国民ほぼ全員に関係する時節の話題であるため、テレビやラジオ、新聞等のメディアが番組や記事で頻繁に確定申告の締め切り日に触れることから、改めて広報費を要する広報活動を行う必要がないからともいえる。

図表 96：スウェーデン国税局による税務広報の概要

種類	対象	概要	実施時期・回数
ホームページ	一般	・税全般にわたる情報を周知	常時
	事業主	・事業主に関する税全般の情報を周知	常時
	聴覚障害者	・手話での情報提供(動画)	常時
「確定申告規則」(冊子)	一般	・確定申告の手引き ・英語、中国語、ハングル語版も作成	年1回
「起業しよう」(冊子)	一般	・起業するために必要な情報を記載 ・国税庁、職安、厚生労働省などを含む11省庁の共著。各省庁で配布	年1回
テレフォンサービス	一般	・税に関する質問について、平日に対応 ・月～木曜日：8時～18時、金曜日：8時～16時 ・対応言語はスウェーデン語か英語があらかじめを選択できる	随時
年会報	一般	・スウェーデンの税に関する年間統計情報	年1回
収支報告書	一般	・国税庁の年間収支報告書	年1回
SNS(Twitter、Facebook)	一般	・都税全般にわたる情報を周知	常時
対応アンケートパネル	一般	・各税務署窓口を設置	随時
掲示板	一般	・納期、申告期限等を周知 ・各税務署窓口を設置	随時

出所：スウェーデン国税庁資料を基に日本総研作成

図表 97：確定申告手順書



出所：スウェーデン国税庁

また年に1回発行される国税庁年報ではスウェーデンの税金やスウェーデンの国内経済に関する統計情報が掲載されている。内容は税制度の歴史や目的に始まりスウェーデンのその年のGDPや税収の内訳等の統計情報が240ページにわたって掲載されている。

図表 98：国税庁年報目次

1. 経済的歴史的視点から見る税金
2. 税金一給与別、資産別
3. 税金調査、脱税
4. 税制に対する態度—脱税や国税庁のチェック
5. スウェーデンの全税収内訳
6. 雇用税
7. 金融資産税
8. 消費税
9. 特別な会社税

出所：スウェーデン国税庁資料を基に日本総研作成

税金の使途については年1回発行される国税庁の収支報告書（Årsredovisning）で公表されている。またコミューン（市）によっては Skatteollen¹⁰⁶が公表する該当コミューンでの税金の使途の割合を表す円グラフをホームページに掲載している。

図表 99：ストックホルム市の税金の使途の割合（市ホームページで公開）



出所：ストックホルム市ウェブサイト

主な情報提供方法はパンフレットや冊子等だが、近年は国税庁のホームページから PDF 化されたパンフレットや冊子が直接ダウンロードできる。広告費を使ってメディア媒体から情報が提供されることはあまりなく、必要に応じて国税庁が行う公開講座やホームページ、SNS のフェイスブックでの情報提供が行われている。

スウェーデン国税庁は、職員の教育に力を入れるとともに、手続きのデジタル化を行うことによって納税者の利便性向上を図り、業務の効率化や正確性の向上を図っている。

(2)納税に関する相談・サポート体制

国税庁は国民が簡単に正しい情報を入手できるよう、全国に 103 カ所（2015 年 11 月時点）ある窓口の他に、納税者が電話やインターネットでのチャットで相談できる体制を整えている。

2015 年の窓口利用者数は 410 万人で、スウェーデンの人口¹⁰⁷の約 40%が窓口を利用したことになる。利用者の半数が確定申告に関する問い合わせである。確定申告時には大都市に

¹⁰⁶ 3-3-3. 関係機関との連携にて後述。

¹⁰⁷ スウェーデンの人口は 2017 年 1 月時点で 1,000 万人を突破（スウェーデン中央統計局ホームページ <http://www.scb.se/>）。

ある窓口での待ち時間が長くなる等の問題はあるが、国税庁が行っている接遇に関する調査結果によると、2013年から毎年95%以上の人々が「良い接遇である」と回答している。

携帯電話やiPad等のモバイル媒体からのアクセスが急増しており、2015年のアクセス数は14,680,764件、2014年比46.8%の増加となった。ホームページへの全アクセス数は54,472,958件で、2014年比で13.5%増となった。ホームページへのアクセス数が増加した背景は、現在国税庁及び他の省庁が手続きの電子化に力を入れていることが考えられる。窓口でもまずはパソコンの前に案内され、ホームページを見ながら説明が行われる。また、フェイスブックでの情報更新は2015年には5,616回行われた。

(3) その他特徴的な普及啓発活動

国税庁では2015年に電子確定申告推進のため、対象者を絞った特別な普及啓発活動を全国で行っており約8万人が参加した。現在もホームページに簡単なデジタル確定申告を推奨する動画が掲載されている。

図表 100：特別普及啓発活動の対象者

<ul style="list-style-type: none"> ● 美容師及び理髪師 ● レストランオーナー ● 輸出入業者 ● タクシー運転手 ● 建設業オーナー及び従事者（法改正に伴ってのものも含む） ● 職業専門学校生（例：美容師、理髪師、建設業等）

出所：国税庁ウェブサイトを基に日本総研作成

また、新しい事業主を対象としたインフォメーション会を全国で定期的に行っており、1か月平均で約1,800人が参加者している。これは税務職員が講師役となり、企業の経理・会計担当者や新規個人事業主を対象として、各地の地方税務署で行っているものである。

(4) 税務広報に対する予算・費用

公開されている予算では広報費単独の計上はされていない。なお、2017年から導入が予定されている複数省庁と開発を行ってきた電子郵便受けの開発費が、広報活動費も含めて2016年に500万クローナとなっている。国税庁の収支報告書（2015年）にも広報費単独の計上はないものの、2015年の切手代や印刷費や出版費用の総計は1億8,512万クローナとなっている。

3-3-2. 税務広報に対する評価方法

国税庁年報によると、国税庁は継続的に国民及び企業に対して、国税庁への意見や国税庁の仕事のやり方をどう思うか、というアンケート調査を行い、その結果をレポートにまとめてホームページで公開している。直近では2012年に行われており、その前は2006年に行われている。また、待遇に対するアンケート調査を毎年行い、職員の教育プログラムに活かしている。

その他、外部団体や企業が行っている調査として、2015年に民間の調査会社TNS Sifoが行った59の各省庁及び企業への信頼度に関する調査があり、国税庁は上位7位という結果であった。

また、スウェーデン政府の外部団体であるスウェーデンクオリティーインデックス (Svenskt kvalitetsindex、SKI)¹⁰⁸が毎年行っている顧客満足度調査 (Årliga mätning av kundnöjdhet) では調査対象となっている省庁の中でトップクラスにランキングされ、2015年の顧客満足度のインデックスは1-100スコア中60となっている。このインデックスは値が高いほど顧客の満足度が高いことを示している。

3-3-3. 関係機関との連携

税金把握 (Skattekollen)¹⁰⁹という民間組織が運営するインターネットサイトがある。サラリーマン時代に天引きされる高額な税の使い道に疑問を持った運営者により2013年につくられたもので、行政機関はこのサイトが提供するグラフ機能を使うことで、ウェブサイト上で税の使途の分配率を簡単に表示できる仕組みとなっている。各市の税の使途分配率は、毎年スウェーデン統計局が発行する統計情報を元に毎年更新される仕組みとなっている。

図表 101：税金把握のサイト



出所：Skattekollen ウェブサイト

¹⁰⁸ <http://www.kvalitetsindex.se/om-svenskt-kvalitetsindex/>

¹⁰⁹ <https://skattekollen.se/>

3-3-4.税に対する理解促進に向けた取組

国税庁によると、スウェーデンでは高い税金を支払うことは既に浸透しており、子どもの学費や医療費の無償化等、特に教育や医療・福祉分野において税の還元を身近に感じられることから、税に対する理解を促進するという観点での取組は行っていない¹¹⁰。国民が、税の還元を身近に感じられる施策としては「社会福祉の充実」「最長2年間の育児休暇及び育児手当（16歳未満）」「子供の医療費無償（18歳未満）」「大学までの学費無償」「高速道路無償」といったものがある。

¹¹⁰ 国税庁広報担当者へのインタビューより。

3-4. 税務職員の育成

3-4-1. 資質向上に向けた取組

(1) 税務の専門知識・技術面

2015年度の収支報告書及び国税庁のホームページに公開されている職員規約によると、職員個人毎に資質向上のための教育プログラムが組み、外部から講師や有識者を招いて継続的に職員教育が行われている。例えば管理職を目指す職員を対象とした研修や、各種専門職を目指す職員のための研修等がある¹¹¹。

(2) 待遇面

国税庁では2015年に、平等な待遇に関する教育プログラムを開始した。これは2014年に国税庁が行った平等に関する調査の結果において、概ね国税庁の対応は良いと国民が回答する一方で、性別の差で平等な待遇がされていないとする回答が一部からあったことに対応するためである。国は2015年から2018年の4年をかけて41省庁を対象に平等に関する教育プログラム実施することとし、予算を計上している¹¹²。平等に関する情報を集めたウェブサイトを運営している省庁の外郭団体 JiM(Jämställhet.nu) によると、教育プログラムの内容としては、外部講師を招いて、平等な待遇に関して学ぶ研修を受けること及び、インターネットで紹介されている平等に関する記事を読むことを平行して行っていくとしている。外部講師は人材開発プログラムを提供している民間企業 KONTIGO から招いている。

3-4-2. 税務職員について

税務職員は主に地域及び職種別の採用なので、異動は発生しないのが原則である。2015年度の収支報告書によると、財務職員の在職期間は5年未満が32.6%であり、65.6%が3年以上の大学での教育を受けた職員である。

図表 102：5年以上勤務する職員及び高等教育修了者の割合

税務職員	5年以上勤務している職員	3年以上の大学での教育を受けた職員
性別を問わず	32.6%	65.6%
女性	32.7%	61.9%
男性	32.5%	72.8%

出所：スウェーデン収支報告書を基に日本総研作成

¹¹¹ スウェーデン国税庁

<https://www.skatteverket.se/omoss/jobbahososs/vierbjuder.4.18e1b10334ebe8bc80001669.html>

¹¹² 予算額は2,600万クローナ。

3-4-3.税の窓口の様子

税務署の窓口の様子は以下の通りである。ストックホルムのスンドゥビーベリ（Sundbyberg）税務署では、窓口に設置されたタブレットで税務署での接遇についてのアンケート調査が行われている。

図表 103：税務署、国民年金局、社会保険局が一体となっている窓口



出所：ストックホルムのスンドゥビーベリ（Sundbyberg）税務署訪問時に撮影

図表 104：接遇に関するアンケート



出所：ストックホルムのスンドゥビーベリ（Sundbyberg）税務署訪問時に撮影

図表 105：税務署窓口の様子（パソコンを前に検索する納税者）



出所：ストックホルムのスンドゥビーベリ（Sundbyberg）税務署訪問時に撮影